

平成18年9月28日

新城市長 穂積亮次 様

新城市作手地域審議会
会長 神谷 昌明

新市まちづくり計画の進捗状況について（答申）

平成18年5月23日付け新改～1・1・3で諮問のあった標記の件について、地域審議会に関する事項第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 自然環境の保全と共生のまちづくり

- ・自然環境や歴史風土の活用を促進するためのボランティア組織の育成と活動拠点の整備について、早期に具体案を提示するよう要望します。
- ・中間湿原群や戦国城址については、長期計画に基づく保全施策を構築し、今以上の積極的な保全とPRに努めることを要望します。
- ・針葉樹林の多い作手地区においては、積極的に混交林化を推進し、水源林対策の先進地となるよう年度毎の具体的な目標数値を設定するなど施策の展開を要望します。
- ・新城市地域新エネルギービジョンに基づく、導入プロジェクトについては、事業主体の決定や市民生活に取り入れる方策等具体的な施策について早期に検討するよう要望します。
- ・現状では廃棄物の減量化や資源化、再利用化の施策が不十分なため、徹底した循環型社会の早期形成を要望します。

2 活力あふれる産業振興のまちづくり

- ・定年就農を含む新規就農者に対する支援の早期充実が全庁を挙げての広域的な取り組みになるよう要望します。
- ・観光協会の一本化により、新市全体のみならず、三河地域など全体を視野に入れた広域的な観光と官民一体となった施策の展開を要望します。
- ・地区内の商業力の低下を克服するため、商業施設建設について、積極的な指導と支援を要望します。

- ・特産品の研究・開発と販路の拡大について、具体的な事業推進を要望します。
- 3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり
- ・旧市町村を結ぶ幹線道路網（トライアングル道路）の計画的、かつ、防災・交通安全に配慮した整備を早期に促進するよう要望します。また、既存の国道301号を含む県道の改良について、県など関係機関に対し今まで以上に強く要望するべきです。
 - ・集落排水事業について、未整備地区における円滑な継続整備を要望します。また、供用開始地域の早期本管接続については、事業の意義を関係者にPRするよう併せて要望します。
 - ・集落やコミュニティ組織の活動の拠点となる施設整備については、計画的、かつ、効率的な整備を要望します。
 - ・地域情報化計画の早期策定により、高度化する情報社会への対応、市民の利便性の向上のため、全市均一したサービスが享受できるよう情報及び通信環境の早期整備を要望します。
- 4 健康と安全・安心のまちづくり
- ・策定された新城市民病院「経営改善アクションプラン」を着実に実行し、公設の市民病院としての復活と今まで以上に市民に密着した魅力のある市民病院の整備を要望します。
 - ・ファミリーサポートセンターなど福祉施設を整備することにより、今後増加すると思われる虐待等の防止対策に努めるよう要望します。
 - ・防火防災体制の早期確立により、市民に不安を与えない対策を講じるよう要望します。
- 5 個性を磨く教育・文化のまちづくり
- ・少人数学級の良さをPRし、複式学級のノウハウを都市部に発信するよう提案します。
 - ・教育をまちづくりの重点事項として認識し、学校教育予算の減額を抑えて、学校や父兄に負担を掛けない配慮をすることを要望します。
 - ・作手中学校体育館の整備や合併前からの懸案である山村交流施設（ホール・図書館）の建設など、新市まちづくり計画に掲載された事業の確実な実行を要望します。
 - ・3地区における図書館情報システムの確立と分館ネットワークの整備について、具体的な計画を策定するため、早期に検討を始めるよう要望します。
 - ・村誌編さん事業は、旧作手村から継続され新市に引き継がれた事業です。予算が確実に確保され計画どおり完成を見ることができるよう要望します。

- ・地域資産（湿地、動植物、古文書）など地域歴史資料については、作手歴史民俗資料館に学芸員を置き確実な保存及び活用に努めるよう要望します。
 - ・作手歌舞伎など無形民俗文化財の伝承については、現在危機的な状態にあります。後継者の育成について、地域、市民及び行政（社会教育）の協働により、早期に取り組む体制づくりを要望します。
- 6 住民参加と協働のまちづくり
- ・行政施策や事業計画など企画段階から住民が参加できる体制づくりの確立を要望します。
 - ・地域自治組織は、合併協議において調査研究することを確認しています。地域のことを地域自ら決め実行する仕組みの確立を早期に研究し、実現に向けて努力するよう要望します。
 - ・協働行政に不可欠な市役所職員の協働に対する認識を新たにし、行動計画を確立するよう要望します。
 - ・男女共同参画については、基本計画を早期に策定し女性委員の登用率を向上させるよう要望します。
- 7 健全な行財政運営をめざすまちづくり
- ・「集中改革プラン」「行政評価制度」「補助金等検討委員会」など、新市において計画又は設置される事業については、早期策定及び実現に向け努力するよう要望します。また、経過や結果については、積極的に情報提供に努めるよう併せて要望します。
 - ・公共施設の管理については、指定管理者制度やPFI制度など、制度の検討を加えてその施設に適合した民間活力を積極的に導入するなど、事業コストの削減により質の高いサービスの提供を目指すよう要望します。
 - ・文化会館など公共施設の利用については、市民が合併して良かったと実感できるサービスの提供を要望します。
- 8 その他
- ・旧作手村が実施してきた地域固有の事業（つくで祭りやつくでの森の音楽祭、郷土芸能祭などのイベント事業、ブックスタートや本のバースデープレゼント、米飯給食補助などの子育て支援事業、花回廊事業や青年団補助、各種農業支援事業など）については、地域の歴史、特性及び経緯を十分に理解尊重し、発展的な実施に向け継続されるよう要望します。また、限られた財源の中での地域振興施策に対する予算は、ふるさと創生基金による一過的な基金の充当ではなく計画的な資金運用により裏づけるなど、地域自治における地域振興に繋がるよう要望しま

す。

- ・地域固有の事業や地域ニーズに迅速・柔軟・きめ細かに対応する事業の執行のため総合支所独自の予算を確保し、その執行については支所長の権限によりスムーズに対処できる仕組みの確立を要望します。
- ・地域振興事業に充当する果実運用型の「まちづくり基金」については、19年度以降新城市が一般財源で措置することとなる元利償還金の3割分を今年度既存の「ふるさと創生基金」に積み立てることにより、地域振興施策の財源とすることを提案します。そのため、18年度「まちづくり基金」への積み立てを見送るよう要望します。
- ・合併特例債については、3地区の事業に対し計画的な借入を行い、早期に合併効果が見えるよう要望します。
- ・過疎債については、合併特例債でカバーできない事業に対して無理に過疎債を充当させることなく、3地区バランスの取れた計画的な借り入れを行うよう要望します。
- ・市の資源としての職員や予算の配分については、最も有効な手法について検討するよう要望します。

以上